

第 9 回策定委員会の意見等への対応

通番	意見等（要旨）	対応方針・考え方	備考
犬山市立地適正化計画 誘導施策（案）			
1	誘導施策について、いろんな制度、補助事業があり分かりにくいと思うが、計画書にはどのように整理していくことになるのか。	立地適正化計画の策定によって活用できる制度等の概要を整理したページを追加します。	P75～81
2	居住誘導区域内外で災害が想定されるエリアから、より安全な居住誘導区域内に誘導していく視点をいれるとよいと思う。特に即時性が必要となる崖下など避難が難しい場所について検討するとよい。	居住誘導区域内外において、洪水による浸水や土砂災害により著しい災害リスクが想定されるエリアに立地する住宅に対する支援を検討することを記載します。	P69
3	誘導施策ということで、比較的一般論が並んでおり、地域の独自性みたいなところ、特に買物利便性が非常に低いという課題があって、買い物利便性を高めるとか、歩いて暮らせるようなまちにつなげるようなところが、もう少し出るといいかと思う。	鉄道駅や市役所、病院といったまちの基幹となる都市機能の近傍や幹線道路沿いにおいて、市の弱みである食品・日用品を扱う店舗や飲食店といった商業機能を維持・誘導し、活気ある拠点形成に繋げることや、主要な駅周辺において、歩いて暮らせるまちなかを目指した公共交通との連携等を施策として位置づけるなど全体的に施策の記載を見直します。	P70～71
4	（誘導施設の届出について）整備を行う前に着手日の 30 日前、あるいは休止または廃止を行う 30 日前となっているが、ルールがあっての話で日にちに何か根拠、理由があるのか。いろいろ行動を起こすのにこの期間では短すぎるのではないか。	都市再生特別措置法第 108 条に「三十日前までに、（中略）市町村長に届け出なければならない。」と規定されており、法律上はここまでに届出をする必要があるという基準日となっています。ただし、これに限らず出来るだけ早い時期で届出が提出されるよう周知に努めていきます。	—
5	（届出制度の書き方について）居住誘導区域に関わる届出とあって、記載内容は居住誘導区域外、外のことになっていて、次ページでは、都市機能誘導区域に関わる届出で区域外における届出とあり、外のことを示しているというのが分かりにくい。	届出制度について、構成を以下のように見直します。 1. 居住誘導区域外における届出 2. 都市機能誘導区域内外における届出 （1）都市機能誘導区域外における届出 （2）都市機能誘導区域内における届出	P73～74

通番	意見等（要旨）	対応方針・考え方	備考
6	<p>いわゆるまちの潤いというもので、グリーンインフラや公園緑地といったことを都市機能誘導や防災にワードや空地的なところを評価していく視点があるとよい。</p>	<p>緑や景観に配慮した居住環境の形成を誘導施策に位置づけ、それらに関する記載を追加します。</p>	P69